

「もしかしたら虐待では？」「虐待じゃないかもしれない…」虐待かどうかわからなくても少しでも疑いがあると思われたら、ためらわずにご連絡を!!

連絡(通告)者は法律で守られます。

あなたが気づき、連絡(通告)することが子どもの救援につながります。

あなたの連絡(通告)が子育てに不安を感じている保護者の支援につながります。

子どもの安全確認に関するお願い

- 連絡(通告)を受けた機関は、通告情報に基づいて、子どもの安全を直接確認する必要があるときは、家庭訪問を行います。
- 突然の訪問に驚かれ、戸惑われるかと思いますが、訪問の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願いいたします。

堺市子どもを虐待から守る条例(平成23年6月23日施行)のあらまし

この条例は、子どもを虐待から守ることについて、市、市民、保護者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、早期発見、通告など子どもを虐待から守るために必要な施策の基本的な事項を定め、子どもの心身の健やかな成長や発達に寄与することを目的としています。

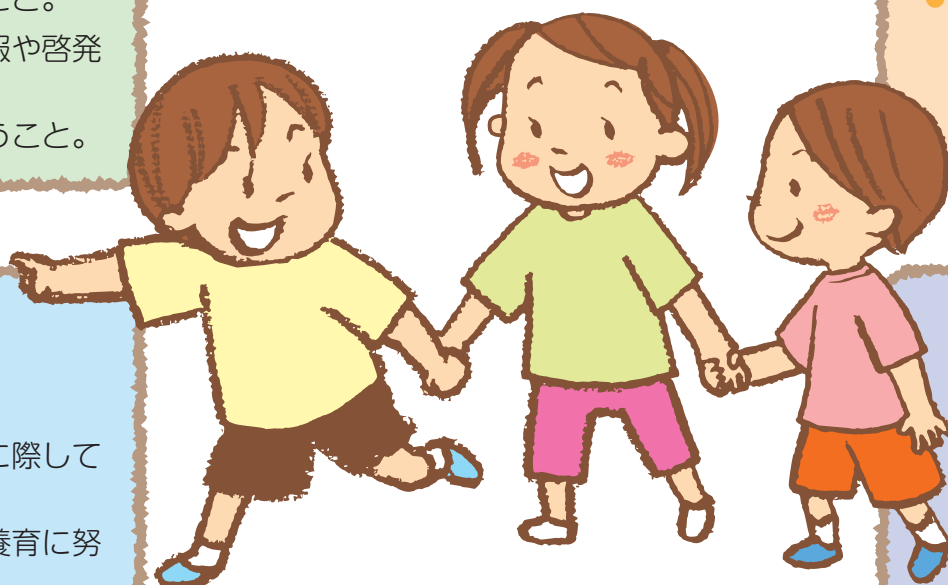
第4条 市の責務

- 虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先すること。
- 虐待を受けた子どもの保護と支援を図る地域ネットワークを構築すること。
- 虐待を受けた子どもの保護と支援に携わる人材の確保や関係機関等の人材育成を行うこと。
- 虐待の通告義務と通告先等について広報や啓発活動を行うこと。
- 虐待防止のための調査研究や検証を行うこと。

第6条 保護者の責務

- 虐待を決して行ってはならず、しつけに際して子どもの人権に配慮すること。
- 子どもの自主性や自発性を育む健全な養育に努めること。
- 子どもの正常な成長や発達を妨げたり、監護を著しく怠ってはならず、また、必要な教育を受けさせること。
- 通告機関が行う子どもの安全確認に協力すること。

虐待から子どもを守るために



第5条 市民の責務

- 虐待を防止するとともに、虐待のないまちづくりを推進する施策や取組みに協力するよう努めること。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告機関に通告すること。
- 通告機関が行う子どもの安全確認に協力するよう努めること。

第7条 関係機関等の責務

- 虐待を防止するよう努めること。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告機関に通告すること。
- 通告機関が行う子どもの安全確認に協力するよう努めること。
- 学校等の教育機関は、子どもが教育を受けられるよう必要な対応を講じること。

第8条 虐待の予防

- 市は市民や関係機関等と連携して、虐待の未然防止のため、子育て支援施策の充実と必要な体制の整備に努めること。

第9条 早期発見

- 市は虐待の早期発見のため、相談または通告が容易に行える環境づくりに努めること。
- 市、市民、関係機関等は虐待の早期発見に努めること。
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに通告機関に通告するとともに、必要な支援について、協力するよう努めること。

第12条 虐待を行った保護者に対する指導

- 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、子どもとの良好な関係の再構築と虐待の再発防止の指導を行うこと。

* 条例全文は、堺市のホームページからご覧いただくことができます。